

## 物品売払契約書(案)

売払人 津市（以下「売払人」という。）と買受人 ○○○○（以下「買受人」という。）は、下記売払物品の売り払いについて、次のとおり契約を締結し、日本の法令を遵守し信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（物品の取扱い）

第1条 売払人は、売払物品を買受人に引渡し、買受人は、この契約書、別紙仕様書及び売払人の指示に従い、信義誠実に売払物品を引取る（以下「作業」という。）ものとする。

（契約の要項）

第2条 この契約の要項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 売払物品 E M活性液培養装置
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 数量 別紙仕様書のとおり
- (4) 契約金額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- (5) 引渡場所 津市東丸之内13番20号  
津市極楽橋ポンプ場
- (6) 引取期限 契約金額納入後14日以内（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）
- (7) 契約保証金 免除

（契約金額の支払い）

第3条 買受人は、第2条第4号に規定された契約金額を売払人の発行する納入通知書により、契約締結日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）に売払人の指定する方法で納入しなければならない。

（所有権の移転）

第4条 売払物品は、下見当時の現場有姿のままとし、その所有権は、買受人が代金を納付したとき売払人より買受人に移るものとする。

（売払物品の引渡等）

第5条 買受人は、売払物品を引取ろうとするときは、あらかじめ、売払人にその旨を通知しなければならない。

- 2 売払物品の引渡は、買受人が売払人に領収証書を提示の上、第2条第5号に規定する引渡場所において行うものとし、買受人は売払人の立会を得てすみやかに作業を行う義務を負うものとする。
- 3 買受人が第2条第6号に規定する引取期限までに作業を完了しないときは、売払人が特に承認した場合を除き、売払人の都合により売払人が残存する売払物品を処分することがあっても買受人は異議の申立てができない。
- 4 前項の場合においては、買受人は残存物件相当額の返還、その他いかなる請求もできない。

（権利義務の譲渡等）

第6条 買受人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ売払人の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（調査等）

第7条 売払人は、必要があると認めるときは、いつでも作業について報告を求め、又は実地調査をすることができる。

（危険負担）

第8条 売払物品の所有権が、売払人から買受人に移転した時から売払物品の引渡しの時までにおいて、売払人の責に帰すことができない理由により当該売払物品が滅失又は毀損した場合の損害は、すべて買受人が負担するものとする。

(契約不適合)

第9条 買受人は、契約締結後売払物品に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(引取期限の延長)

第10条 買受人は、天災その他の不可抗力、又はその他買受人の責めに帰すことができない理由により第2条第6号の引取期限までに作業を完了することができないときは、売払人に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により引取期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、売払人と買受人とが協議して書面により定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第11条 買受人の責めに帰する事由により、第2条第6号の引取期限までに作業を完了しない場合で、相当の期間内に完了する見込みのあるときは、当該期限の日の翌日から起算して完了した日までの日数に応じ、契約金額に対し津市契約規則(平成18年規則第40号)第34条第1項に規定された率により計算した損害金を買受人に請求することができる。

2 前項に規定する損害金の納付は、納入通知書により指定された期日までに納付しなければならない。

(売払人の解除権)

第12条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) この契約、別紙仕様書又は売払人の指示に違反したとき。
- (2) 引取期限内に契約を履行しないとき、又は作業の見込みがないことが明らかになったとき。
- (3) 作業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 買受人が、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (5) 正当な理由なくして、買受人から契約解除の申入れがあったとき。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる事項に該当したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、買受人が法令に違反し又はそのおそれがあり、社会的信用を大きく低下させたとき。

2 契約保証金の納付を免除された者は、前項の規定により契約を解除された場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として納付しなければならない。

3 前項に規定する違約金の納付は、納入通知書により指定された期日までに納付しなければならない。

第12条の2 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 買受人が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団関係者(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等これらと関わりを持つ者その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。以下同じ。)又は暴力団関係法人等(暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 買受人の役員等(買受人が、法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配

人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に  
関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的  
に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及びその者の支配人をいう。  
以下同じ。)が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団  
等」という。)であると認められるとき。

- (3) 買受人又は買受人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 買受人又は買受人の役員等が、暴力団等に直接又は間接を問わず資金等の供給、資材等の購入又は便宜供与など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 買受人又は買受人の役員等が、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき(友人又は知人等として暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にする等の交遊をしているときをいい、年1回会う等の事実があるときを含み、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。)
- (6) 買受人又は買受人の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき(暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待する、又は招待される、若しくは同席するような関係をいい、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。)
- (7) 買受人又は買受人の役員等が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 下請負人等との契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 買受人が、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約の相手方としていた場合(第8号に該当する場合を除く。)に、売払人が買受人に対し又は買受人を通じて当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。
- (10) 買受人が、津市の発注する契約等に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は売払人への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認められるとき。

2 前条第2項及び同条第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(買受人の解除権)

第13条 買受人は、売払人がこの契約に違反し、その違反によって作業を履行することが不可能になったときは、相当の期間を定めて催促をした後、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合には、買受人は、これによって生じた損害の賠償を売払人に請求することができる。

(損害賠償)

第14条 買受人は、作業の実施に関し、売払人又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が売払人の責めに帰する場合は、この限りでない。

2 天災その他不可抗力によって生じた損害については、売払人、買受人協議の上、決定するものとする。

3 買受人は、この契約に定める義務を履行しないため売払人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(特定の違法行為に対する措置)

第15条 買受人が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、買受人は、売

払人の請求に基づき、契約金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は買受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体（以下「買受人等」という。）に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したものをいい、買受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、買受人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、買受人（買受人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 売払人は、買受人がこの契約に関し前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

3 第12条第2項及び同条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

4 第1項の規定は、作業が完了した後においても適用する。

5 第1項の規定は、売払人の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合においては、売払人がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

（相殺）

第16条 売払人は、この契約に関し買受人に対して金銭債権を有する場合は、その弁済期が到来すると否とを問わず、買受人が売払人に対して有する契約保証金返還請求権、契約代金請求権その他一切の債権と相殺することができるものとし、不足があるときはこれを追徴する。

（作業員の災害等）

第17条 作業の実施にあたり生じた買受人の作業員の災害等については、買受人が全責任を負うものとする。

（費用負担）

第18条 この契約を実施するために必要な書類等の作成に必要な費用は、買受人の負担とする。

（裁判管轄）

第19条 この契約に関する訴訟は、売払人の所在地を管轄する裁判所にて行うも

のとする。

(協議等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ売払人、買受人協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、売払人、買受人記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

売払人 津市西丸之内23番1号  
津市  
津市長 前 葉 泰 幸

買受人